

防府市物品等の調達等に係る事務取扱要領

1 趣旨

本市発注の物品調達等については、地方自治法、同施行令及び防府市財務規則等の規定によるほか、一定金額以上のものについては、入札契約手続きの透明性、公平性、競争性を高めるため、この要領の定めるところによるものとする。

2 定義

- (1) この要領において「物品」とは、防府市財務規則第179条に規定する物品をいう。
- (2) この要領において「財産」とは、地方自治法第96条第1項第8号の規定により取得に際し議会の議決に付すべき財産をいう。
- (3) この要領において「業務委託」とは、防府市建設工事等請負業者選定要綱第1条に規定する業務以外の業務委託をいう。
- (4) この要領において「各課等の長」とは、防府市財務規則第2条第2項に定めるところによる。

3 物品等の購入等の手続き

各課等の長は、2の(1)に係る物品の購入又は(2)の財産を取得しようとするときは、財務規則第142条及び第180条並びに「会計事務の手引」の「第5章物品」の規定に従うものとする。ただし、次に掲げるものの業者選定及び入札の執行については、契約課長が行うものとする。

- (1) 1件の予算額が150万円以上の物品の購入
- (2) 1件の予算額が2,000万円以上の財産の取得

2 前項の1件は、一回に購入する同種同類物品等の総量を1件として取り扱うものとする。

4 業務委託の手続き

各課等の長は、2の(3)に係る業務を委託しようとするときは、「会計事務の手引」の「第5章物品」の規定に準じて行うものとする。ただし、次に掲げるものの業者選定及び入札の執行については、契約課長が行うものとする。

(1) 1 件の予算額が 2, 0 0 0 万円以上の業務委託

5 適用外

3、4 の契約課長が行うもののうち、随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 の各号）に係るもの及び単価契約済のものについては適用しないものとする。また、契約課長で行うことが著しく不適當と認められる場合は、競争入札審査会の承認を得たうえで、各課等の長に行わせることができる。

6 物品等購入執行伺等の提出

各課等の長は、3、4 に掲げる場合で、業者選定及び入札の執行を契約課長に依頼するときは、物品等購入執行依頼書（第 1 号様式）及び業務委託執行依頼書（第 2 号様式）を提出するものとする。

7 指名業者の選定

契約課長は、6 の物品等購入執行伺等が提出されたときは、防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱第 1 2 条の規定及び各課等の長の意見を参考に業者を選定するものとする。

8 入札の執行

契約課長は、物品等購入執行伺等の提出を受けた場合は入札日時を決定し、「会計事務の手引」の「第 5 章物品」の規定により執行する。なお、取り決めのない事項については防府市建設工事等競争入札執行事務要綱の規定に準じ執行するものとする。

9 入札場所

入札は、原則として入札執行室で行うものとする。

10 入札注意事項等

入札執行室には、次の入札の心得を記載した文書を入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

入札の心得

- 1 同一事項の入札は、3 回までとする。この場合、初回の入札参加者に限り 2 回目以降の入札に参加できる。
- 2 入札書を投函後は、書換え、引換え又は撤回はできない。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 4 再度の入札に係る価格が初度入札の最低価格を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。
- 5 次の場合の入札は、無効入札とする。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定する者のした入札。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により定めた資格を有しない者のした入札（無資格入札）
 - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く）
 - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
 - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
 - (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に 2 通以上の入札をした入札
 - (7) 同一人が、2 人以上の入札者の代理人としてした入札
 - (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
 - (9) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、適正な入札ができないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。
- 7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (1) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11 入札の辞退

指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、書面により辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12 入札方法

入札執行者は、あらかじめ指定した入札場所に予定価格調書及びくじ等を用意し、定刻に達したら入札参加業者を読み上げ、出欠の確認を行う。

2 入札は、入札執行者が指定する入札場所及び入札時間に、入札書に入札

者自らが必要事項を記載し、記名押印のうえ、封書にして入札場所に備え付けの入札函に投函することにより行うものとする。

3 前項の入札は、次の場合に限り代理人に行わせることができる。

(1) 入札前までに、一定期間を限って同一人を代理人とする委任状が提出されたとき。

(2) 入札前までに、当該入札について同一人を代理人とする委任状が提出されたとき。

13 開札

入札書の開札は、入札場所において入札参加者を立ち合わせ、入札終了後直ちに行うものとし、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札執行者は、開札終了後直ちに予定価格調書を開封し、予定価格の範囲内の価格による入札がない場合は、当該入札中最低入札金額を読み上げるものとする。

14 落札者の決定

入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とし、その業者名、入札書記載金額を読み上げて落札の旨を宣言するものとする。

2 予定価格の範囲内で最低価格による同額入札者が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。この場合に当該入札者に最初に「くじを引く順番のくじ」を、その結果により「落札を決めるくじ」を引かせて、落札者を決定する。

なお、この場合は入札書に「くじ引きによる落札」である旨を記載するものとする。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 入札経過及び結果等の公開

入札が終了し、落札者が決定した場合は、速やかに入札結果をホームページ等において公表するものとする。

16 入札結果の通知

契約課長は、落札者が決定したときは、入札執行報告書に次に掲げる書類を添付して、各課等の長へ入札結果を通知するものとする。

- (1) 入札執行調書
- (2) 予定価格調書
- (3) 入札書
- (4) 委任状
- (5) その他入札条件により必要と認めるもの

17 その他

この要領に定めるもののほか、物品購入、財産取得、業務の委託に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。